⑷　株式等に係る議決権の保有者の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
		%
その他の議決権の保有者（　　名）		
計　（　　名）		100%

（注意事項）

最終指定親会社の当期末現在における株式等に係る議決権の保有数の上位10位までの株主又は出資者について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

⑸　株主総会等の決議事項の要旨

（注意事項）

最終指定親会社の当期に係る定時及び臨時株主総会等（これらに準ずる機関を含む。）の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

⑹　連結自己資本規制比率の状況

（記載要領）

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Ａにより記載すること。ただし、第208条の28第１項に規定する金融庁長官が定める場合にあっては、様式Ｂにより記載すること。

（様式Ａ）

		当期末
基本的項目	(A)	百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金（評価益）等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計　(B)	
控除資産	(C)	
固定化されていない自己資本(A)＋(B)－(C)	(D)	
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　(E)	
連結自己資本規制比率(D)／(E)×100		%

（注意事項）

１　連結自己資本規制比率は、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

２　別紙様式第12号１⑾の注意事項３に準じて注記すること。

（様式Ｂ）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目　(C)		
資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）　(D)		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
新株予約権					
連結子法人等の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
のれん相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△			
内部格付手法採用最終指定親会社において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）			内部格付手法採用最終指定親会社において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額		
繰延税金資産の控除金額	△	△			